

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その52) 受動喫煙防止の法・条例の強化相次ぐ

- ①改正健康増進法施行令の一部を改正する政令案へのパブコメ
- ②兵庫県受動喫煙防止条例の見直し

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①「改正健康増進法施行令の一部を改正する政令案」へのパブコメ

改正法が成立・公布された7月以降、私の講演に参加した行政関係者から「政令案はいつ出ますか？」と何度も質問を受けていました。法律は必要最小限のことしか書かれませんが、実際の運用は政令で規定されるからです。ようやく2018年12月21日に政令案が公表され、パブコメが翌年1月19日まで行われていました。

政令案には、まず、「原則敷地内禁煙となる特定施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である20歳未満の者、患者、妊婦が主たる利用者である以下の施設」が示されました(簡略化して記載)。

1. 学校教育法第一条に規定する学校(専ら大学院の用途に供する施設を除く) その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等
2. 医療法に規定する病院、診療所、助産所
3. 薬局
4. 介護老人保健施設、介護医療院
5. 難病相談支援センター
6. 施術所(はり、きゅう、柔道整復)
7. 障害児通所支援事業等
8. 母子健康包括支援センター

9. 認定こども園

10. 少年院、少年鑑別所

本医師会の皆様がかかわる施設の敷地内で喫煙が行われているようでしたら、7月1日の一部施行に伴い敷地内の全面禁煙を断行せねばなりません(精神科病院も緩和ケア病棟も対象です)。改正法では特定屋外喫煙場所として「屋外で受動喫煙を防止する措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる」(本誌昨年12月号参照)を設けることは記載されていましたが、今回の政令案でさらに「施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置する」ことが示されました。筆者らの調査では、喫煙場所を中心に半径25メートルで受動喫煙が発生します。周囲に受動喫煙が発生しない喫煙所を作るのは物理的にも資金的にも困難です。学校(大学を含む)や病院だけでなく、行政機関でも敷地内禁煙を選ばざるを得ません。なお、1階が診療所で2階が個人の自宅である場合、「居住の用に供する場所」は除外されますが、喫煙した直後に診療すると手指、口臭、衣服・毛髪から発生するタバコ臭が気管支喘息の発作や妊婦の嘔気の原因となりますし、「医師が喫煙しているから自分もやめなくても良い」と患者の禁煙意欲を阻害します。良い機会ですから喫煙している方は禁煙しましょう。

（政令案では「専ら大学院の用途に供する施設を除く」という点について、筆者は「大学院を例外とせず、敷地内禁煙として下さい。理由：大学院生の中にはで気管支喘息の持病を持つ学生が居ます。わずかなタバコの煙や臭いでも発作を誘発します。教員や上級生が喫煙する場合、そのタバコ臭（三次喫煙）に苦情を言えません。すべての学生が安心して勉学できる環境を提供するため大学院も敷地内禁煙として下さい」と意見を送りました）

改正法では以下の4つの喫煙ができる場所が認められており、その類型が公表されました。大変理解しやすいので紹介します（図1）。この号が発行される頃にはすでにパブコメは終わっていますが、5年後に予定されている再改正の前にもパブコメ募集は行われると思います。再改正が前倒しになるように「世界標準である屋内全面禁煙を」という意見を医師会として発信し続けましょう。

施行令案では、これらの喫煙できる部屋からの煙の流出防止に係わる技術的基準を以下のように規定しています。

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の

気流が0.2m毎秒以上であること

- ・タバコの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ・タバコの煙が屋外又は外部に排気されていること

（注：「蒸気」は加熱式タバコから発生する有害物質を指します）

タバコメーカー及び関連業界（以下、タバコ業界）は、加熱式タバコからは煙が出ないので専用喫煙室の出入口の気流の基準を従来の喫煙室の基準（内向きの気流0.2m/s）よりも緩めるべし、というロビー活動を行っていました。流出防止措置のハードルを低くすることによって多くの飲食店にそれを作らせ、ニコチン依存者をつなぎ止めるためです。確かに加熱式タバコからは紙巻きタバコのようにタールの微小粒子状物質（PM2.5）は発生しませんが、有害なミストが発生し、それが気体に変化することで室内汚染が発生します。タバコ業界側のロビー活動を阻止するためには、人が出入りすることで禁煙空間も汚染されることを証明せねばなりません。産業医科大学の模擬喫煙室で出


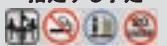


	喫煙専用室 	指定たばこ(※)専用喫煙室 (※)加熱式たばこを指定する予定 	喫煙目的室 	喫煙可能室 
設置できる施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設
場所	屋内の「一部」	屋内の「一部」	屋内の「全部又は一部」	屋内の「全部又は一部」
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置
紙巻たばこ	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○
室内での喫煙以外の行為	×	○	○	○

図1. 改正健康増進法で容認された喫煙ができる場所の類型
 (https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000340887.pdf)
 ※:喫煙目的施設はタバコ専門店やシガーバーを指します

入口の風速を0.2m/sと0.1m/sに調整し、加熱式タバコの成分を注射器で吸引・放出しながら、1分おきに人が出入りする実験を行いました(図2)。出入口の風速が0.2m/sでも禁煙区域に漏れるガス状物質濃度が上昇し、0.1m/sでは漏れが顕著になった、という実験結果が12月11日に行われた厚生労働省の「第11回 たばこの健康影響評価専門委員会」で呈示されました(図3)。つまり、0.2m/sの風速があっても漏れが発生しており、ましてや、風速を0.1m/sに緩和することはできない、という分かりやすい結果によりタバコ業界の主張は受け入れられませんでした。会議の議事録と会議資料はすべて厚生労働省のHPに公開されていますのでご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02849.html

②兵庫県受動喫煙防止条例の見直し

兵庫県では条例施行から5年が経過したため、2017年7月から2018年11月まで合計6回の委員

会が開催され、12月26日に改正骨子案が発表され、1月16日までパブコメが募集されました(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kfl17/zyudoukituenzyoureipabukome.html>)。

筆者は専門家として本誌で紹介してきた以下のデータを「新たに示された知見等」として提供してきました。

- ・喫煙できる飲食店ではPM2.5が $300 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、分煙店の禁煙席でも $70 \sim 100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達すること
- ・喫煙室の清掃業者の個人曝露はPM2.5として $900 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に達すること
- ・55カ国で飲食店を含む例外のない全面禁煙が実施されていること
- ・屋内を全面禁煙化した国では心筋梗塞、脳卒中、気管支喘息による国民の入院数が最大39%減少したこと
- ・飲食店を禁煙化する法規制を施行しても営業収入には影響しなかったこと
- ・加熱式タバコも室内空気を汚染することから、

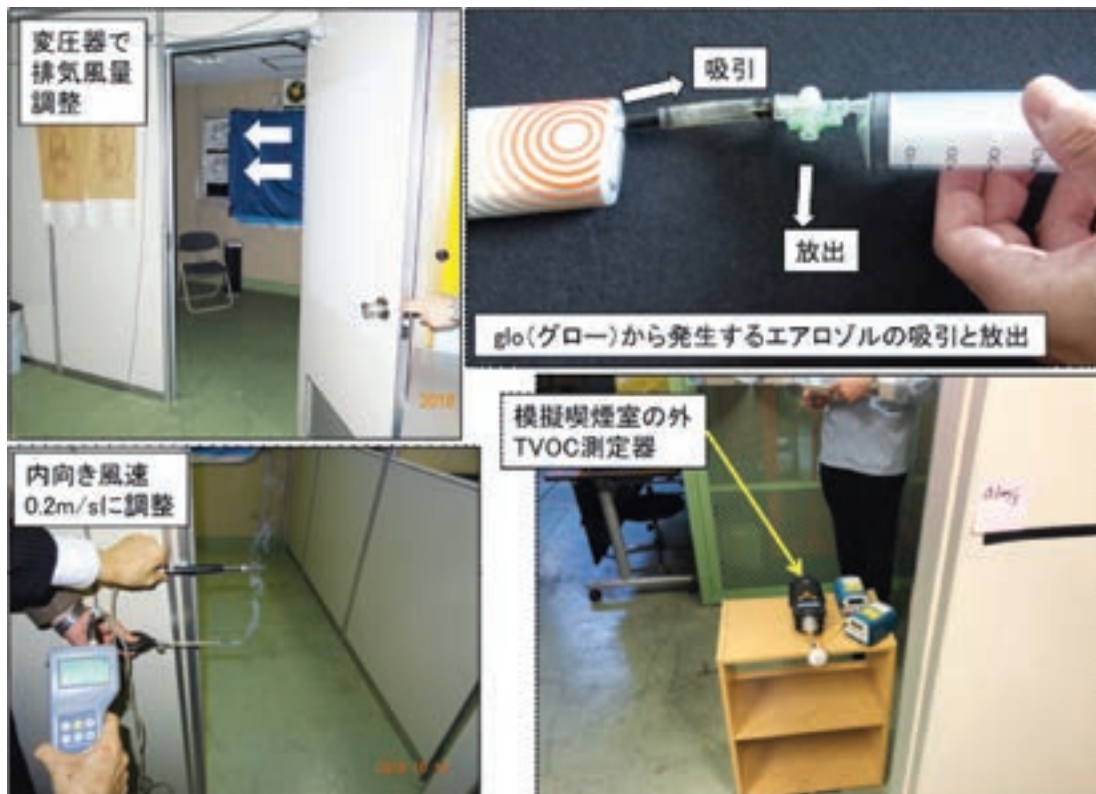


図2. 加熱タバコから発生するの成分の流出評価試験

規制の対象とすべきこと

- ・私的空間である自家用車、居宅で保護者が喫煙した場合、子どもが曝露されるPM2.5は300～2000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に達すること

5年前の条例検討委員会では飲食店と旅館・ホテルの代表者の強硬な反対で議論がなかなか進まなかった上に、委員会の結論は「飲食店等は原則禁煙、分煙は猶予措置」であったものが、その後のタバコ産業のロビー活動のために実際の条例は「飲食店等は原則分煙」にねじ曲げられてしまいました。しかし、今回の委員会では全委員が対策の強化に前向きで国の規制よりも厳しい内容として図4=20ページ参照に示す内容がほぼ全員一致で決議されました(飲食店を代表する委員は「飲食店の禁煙化は店主に任すべき」という姿勢は崩しませんでした)

●妊婦を含めた新たな規制

- ・何人も、受動喫煙に遭うおそれがある場所に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせないこと
- ・20歳未満の者及び妊婦の近くではタバコを吸ってはならないこと
- ・妊婦は、喫煙してはならないこと(注：台湾の法

律を参考にしました)

- ・施設管理者は、20歳未満の者及び妊婦を喫煙区域に立ち入らせないこと
- ・施設管理者は、施設の出入口付近その他利用者が多く集まる場所を喫煙場所としないなど、受動喫煙の防止等に必要な措置を講じること

●私的空間・家庭の対策

- ・居宅等(ホテルも含め)で子どもが同室に居る場合は禁煙を義務化
- ・子どもが同乗する自家用車は禁煙を義務化
- ・喫煙可能を選択した小規模店には子どもを同行することを禁止することを義務化

●屋外

- ・公園、祭り、学校周辺、通学路の禁煙化(祭りの禁煙化の呼びかけの例として本市医師会の「受動喫煙防止宣言(2017年)」を紹介しました)
- ・大学の敷地内禁煙は罰則を伴う義務化(未成年者も通学することから)

●飲食店

- ・小規模店舗で喫煙可を選択する場合、子どもを入店・勤務させないことの明示することを義務化

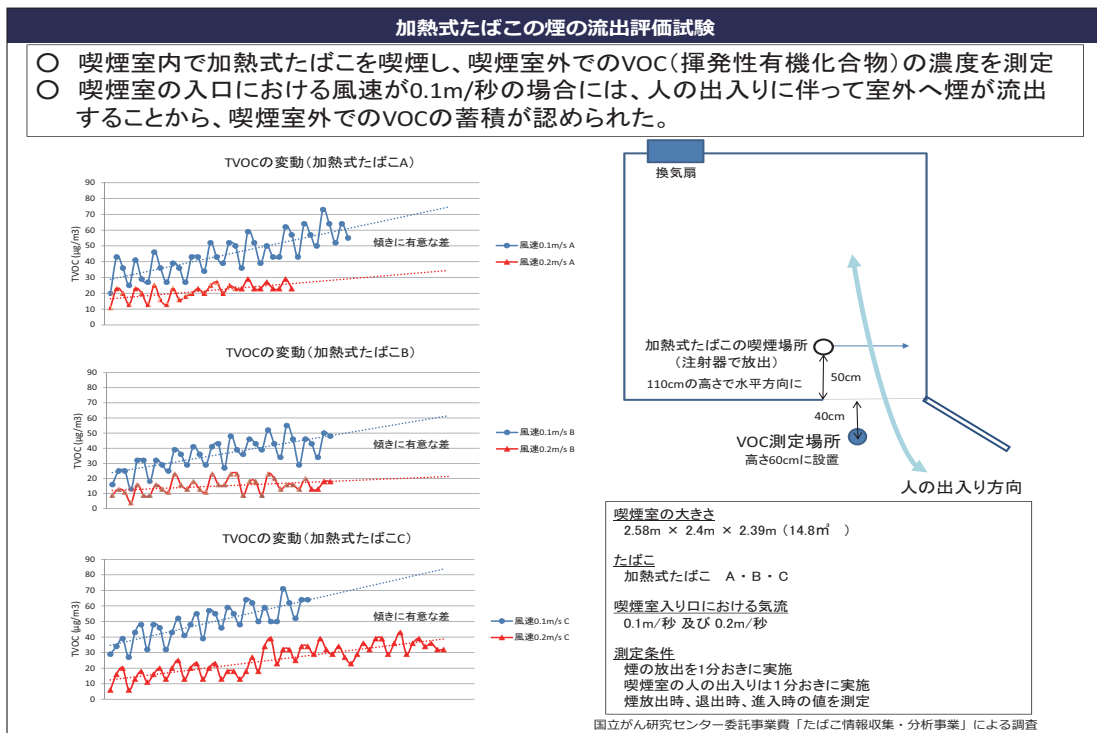


図3. 加熱式タバコから発生する揮発性有機化合物の流出実験

●その他

- ・飲食店に加熱式タバコ専用喫煙室は認めないこと
- ・施設の出入口付近やバス停など屋外であっても受動喫煙が避けられない場所の喫煙禁止

居宅内の規制の検討段階で、医療関係の委員からは「居宅内での保護者の喫煙は虐待として規制すべき」という意見が出ました。しかし、居宅内をチェックする具体的な方法がないために義務化はするが罰則規定は設けないことになりました。子どもが同乗する自家用車内で喫煙するとPM2.5の濃度が2000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に達することはすでに資料として提出しておりましたので、12月の最終委員会にはカナダやイギリスなど未成年者が同乗する自

家用車での喫煙が禁止されている国の一覧を提出しました(筆者は所用で欠席)。委員会では、罰則を設けることは時期尚早、罰則よりも啓発が優先、義務違反行為の認定が現実的には困難(走っている自家用車を県職員が止める手段がない)、という意見が出されたため、義務化はするが罰則については両論併記として知事に提出されています。

筆者は今回紹介した2件のパブコメをはじめ、タバコ問題に関するリアルタイムな情報を無料のメールマガジンで発信しています。締め切りに間に合うようにパブコメを送りたい方は「メルマガ受信希望」というメールを送って下さい(yamato@med.uoeh-u.ac.jp)。



図4. 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 見直し検討結果の概要